

マイナンバー制度の概要と 最新動向について



内閣官房 社会保障改革担当室審議官
内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室長代理(副政府CIO)
内閣府 大臣官房番号制度担当室長
内閣官房 すべての女性が輝く社会づくり推進室次長
向井 治紀

マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

通知カード(案)



個人番号カード

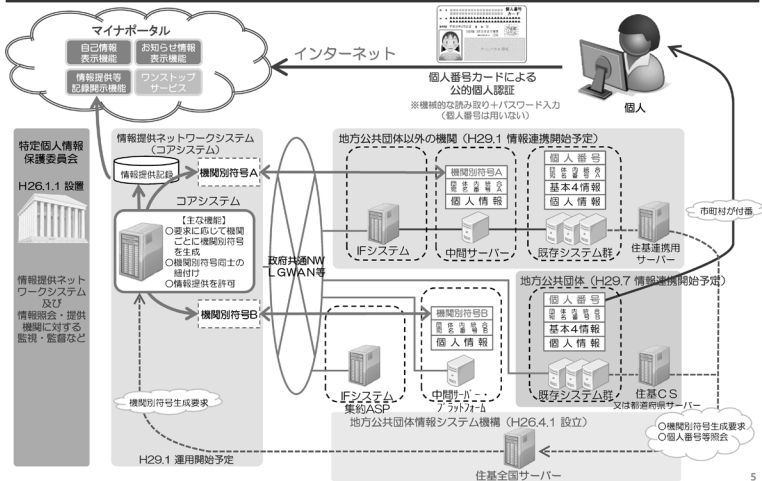
市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項)



- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイナポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

4

マイナンバー制度における情報連携の概要



マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかと懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

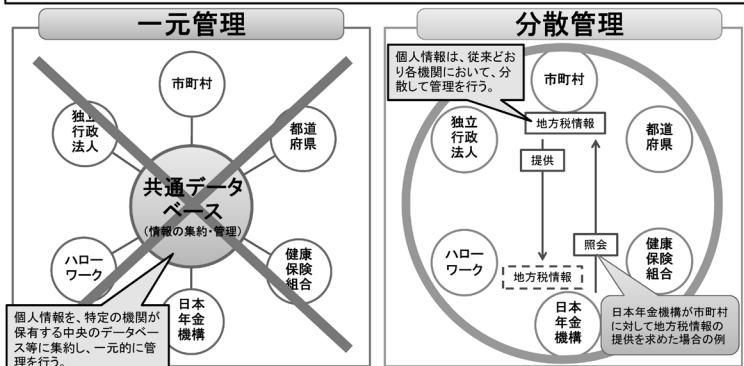
- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



6

個人情報の管理の方法について

- ✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。
- 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



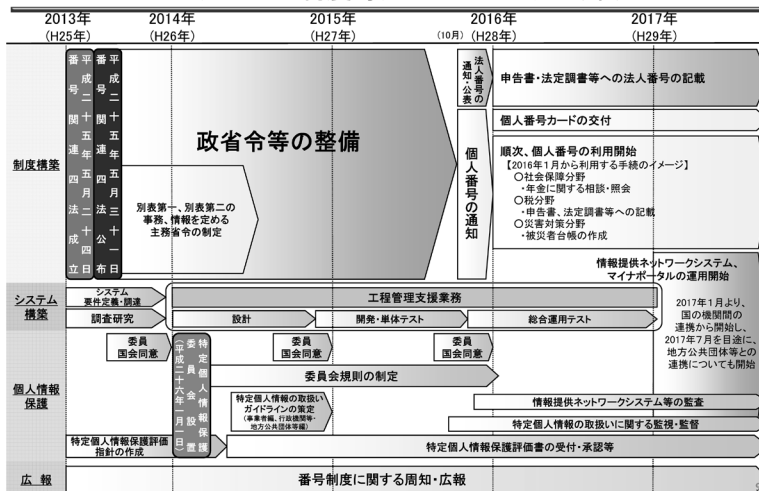
7

マイナンバー制度の概要と最新動向について

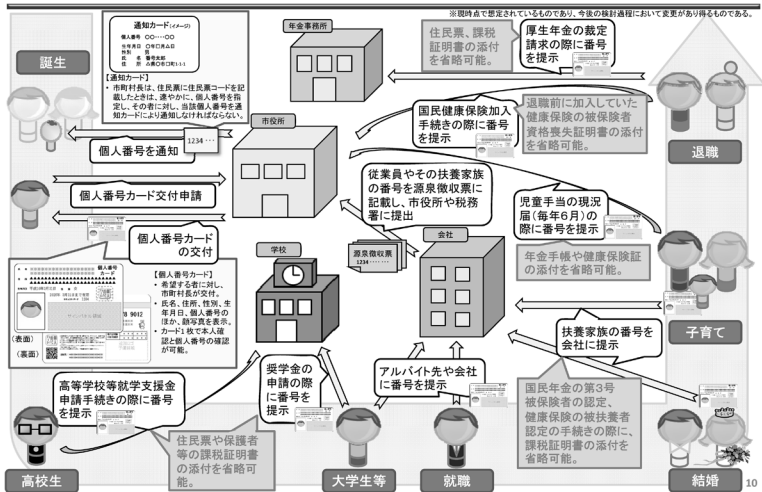
罰則の強化

	行 為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	同上	—	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金	
5	国の機関の職員等が、職務を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金	

マイナンバー制度導入のロードマップ(案)



マイナンバーの利用例



民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です。



	2015年 (H27年)	(10月)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)
制度			法人番号の通知・公表	個人番号カードの交付 個人番号の利用開始 マイナポータル運用開始
事業者の対応	制度開始に向けた準備 (社内規程の見直し、システム対応、安全管理措置 等)		従業員の個人番号カード交付申請取りまとめが可能	
	【番号の取得・本人確認、調書の作成など早期に番号が必要となる場面の例】 ・年頭に雇う短期アルバイトへの報酬 ・講演・原稿作成等での外部有識者等への報酬 ・3月の退職 ・4月の新規採用 ・中途退職		従業員等の番号取得 申請書・申告書・調書等 順次番号記載開始 (※厚生年金・健康保険は、平成29年1月～)	
			従業員研修等	

マイナンバー制度の概要と最新動向について

民間事業者も、税や社会保障の手続で、 マイナンバーを取り扱います。



12

税務関係の申告書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法 (書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)

第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調査その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名(法人については、名称。以下この項において同じ。)、住所又は居所及び番号(番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所)を記載しなければならない。(略)

※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調査その他の書類に番号を記載

- 税務関係の申告書、申請書、届出書、調査その他の書類に番号の記載欄を追加
- 法定調査等については、主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載
- これ以外にも、例えば、給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
- 生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ



13

税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバーが記載された申告書等の提出の時期は、以下のとおりです。



番号制度導入後(平成28年1月1日以降)は、申告書・法定調書等の提出に当たり、当該提出者等に係る番号を記載します。

税務関係書類への一般的な場合の番号の記載及び提出時期は以下のとおりです。

記載対象		番号の記載及び提出時期 (一般的な場合)
所得税	(国税)	平成28年分の場合 ⇒平成28年分の確定申告書(平成28年2月16日から3月15日まで) (個人住民税及び個人事業税は平成29年3月15日まで)
個人住民税	(地方税)	
個人事業税	(地方税)	
法人税	(国税)	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで(議員法人は平成29年3月31日まで)
法人住民税	(地方税)	
法人事業税	(地方税)	
法定調書	(国税)	(例)平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
支払報告書	(地方税)	(例)平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	(国税・地方税)	各税法に規定する、提出すべき期限

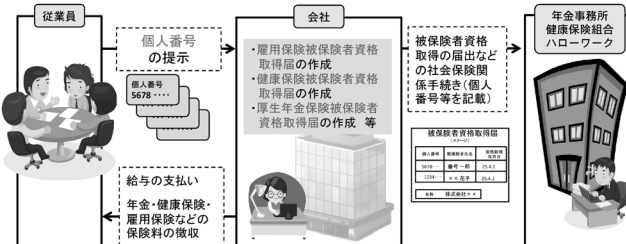
(注)平成28年1月1日以前に締結された「税法上告知したもののみみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができます。

14

社会保障関係の申請書等に、マイナンバーを記載して提出します。



従業員の給与・福利厚生



主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

15

マイナンバー制度の概要と最新動向について

社会保障関係書類（事業主提出）への マイナンバーの記載時期は、以下のとおりです。



分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	平成28年1月1日提出分～
健康保険・ 厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者（異動）届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等（※）	平成29年1月1日提出分～ 平成28年1月1日提出分～

- ※ 厚生年金保険・健康保険の新規適用届と事業所関係変更届については、厚生年金保険制度等の改革の一環として、平成27年6月から新たに「会社法人等番号」の記載をしていただくこととしています。この「会社法人等番号」の記載欄は、平成28年1月からはマイナンバー制度により国税庁長官が指定する「法人番号」の記載欄となります。
- ・ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要がある。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定。
 - ・ この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告をお願いをする予定。
 - ・ 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

16

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・ マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（※）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・ 源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。



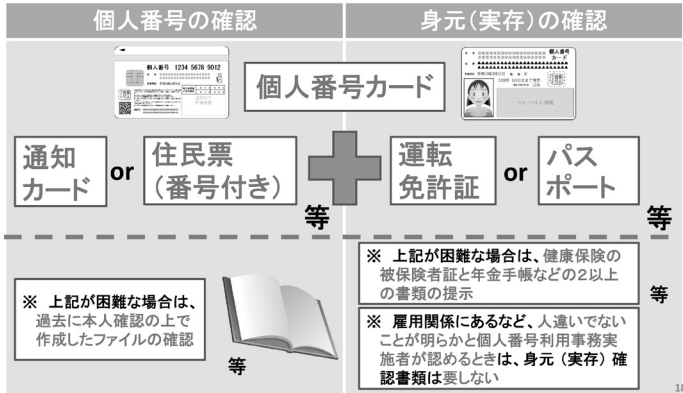
※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・ マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・ 本人確認では、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

17

マイナンバー取得の際の本人確認では、
番号確認と身元確認を行います。



18

従業員から扶養親族のマイナンバーを取得する場合、民間事業者が扶養親族の本人確認を実施する必要がある場合があります。



19

マイナンバーの取扱いを分かりやすく 解説したガイドラインがあります。



マイナンバーに対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が 外部に漏えいするのではないか。
- 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。



法律では、マイナンバーの利用範囲を限定し、利用目的を超えた目的での 利用を禁止するなど保護措置を規定しています。

ガイドラインの趣旨

- 法律で規定された保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- 民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

20

マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

- マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。本人の同意があったとしても、利用目的を超えて利用することはできません。※例：マイナンバーを社員番号に利用することはできません。

【マイナンバーの提供の要求】

- 社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

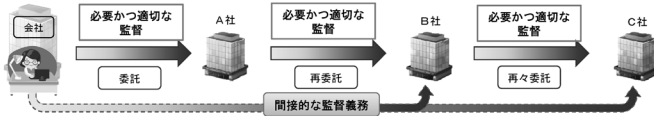
- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

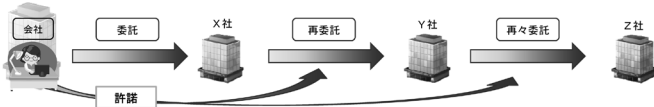
23

マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

22

マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です。



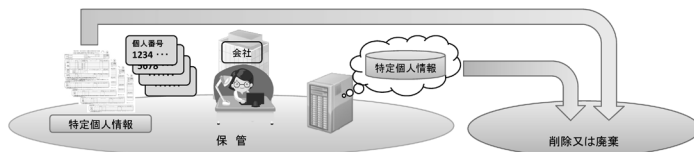
【安全管理措置】

○事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
○中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



23

マイナンバーの 保管（廃棄）にも制限があります。



【特定個人情報の保管制限】

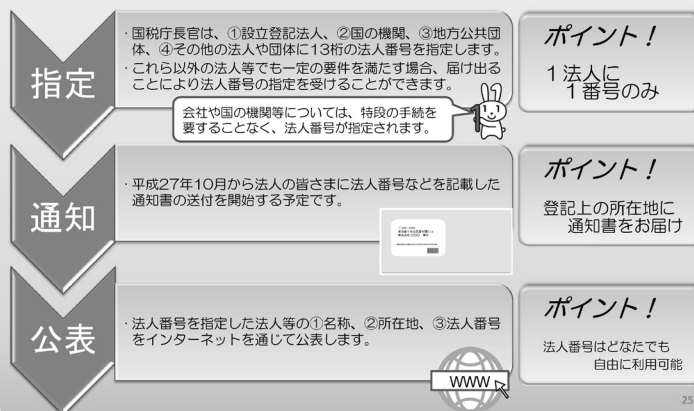
○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

24

法人にも法人番号（13桁）が指定され、 個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。



25

法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です。

国税庁法人番号公表サイトの特徴

- ① 法人情報を番号・名称・所在地で検索
- ② 法人情報のダウンロード機能
- ③ Web-API機能（システム間連携インタフェース）

+

④ マルチデバイス対応
パソコンからの利用に加えて、タブレット、スマートフォンからも利用可能

検索機能

- あいまい検索
- 絞り込み検索
- 五十音順、都道府県別の並び替え

データダウンロード機能

- 月末時点のすべての最新情報
- 日次の更新情報
- データ形式はCSV、XML

Web-API機能

企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供

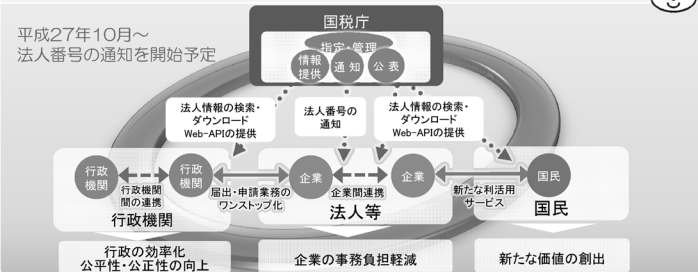
(※) 公表機能の詳細については、[国税庁HPのトップページのhttp://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)をクリック。

26

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



平成27年10月～
法人番号の通知を開始予定



わかる。

つながる。

ひろがる。

法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が自動的に確認可能
- 新設の問い合わせ、所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

法人番号を軸に企業等法人がつながる。

- 複数の業種又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
- 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の受取が可能となれば、法人の特定や名寄せ、組付け作業が効率化

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

- 行政機関間で法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化の実現が促される
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備できれば、企業間取引における決済業務の削減等の事務効率化が期待されるほか、国・民に対して有用な企業情報の提供が可能

27

マイナンバー制度の施行に向け 準備を進めてください。



まず、対象業務を洗い出した上で、組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など対処方針を検討し、組織として決定してください。

個人番号の流れ	利用場面の例	対象業務の例	対処方針を決めるべき項目例
取得 (本人・扶養家族)	入社	納税手続	社内規程の見直し (基本方針、取扱規程)
安全管理措置	身上関係 変更 (結婚、 被扶養者追加等)	年末調整、 源泉徴収 等	システム対応 (改修等)
保 管	休職・復職	社会保険 関係手続	安全管理措置 (組織体制、担当者の監督、 区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)
利 用	組織異動 (分社、出向等)	雇用保険、 健康保険、 厚生年金 保険等	社員研修・勉強会の実施
提 供	証明書発行		
開示・訂正・利用停止	退社		
廃 棄			

詳細は、特定個人情報保護委員会のガイドライン等で確認してください。

28

マイナンバー等分科会 中間とりまとめの概要

「世界最先端のIT活用社会」のインフラとして、マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、国・地方・民間が連携して取り組むべき事項を取りまとめ。

【目指すべき社会】

- 誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会
- 誰もが必要な時に自身の情報にアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会
- 国・地方・民間の様々な手続き・サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会

個人番号カード 誰もが取得できる 実社会・オンラインの 本人確認手段	- 暮らしに係る公的サービスに係るカード類(健康保険証、印鑑登録カード等)や、広く保有される資格の証明書類(国家資格等の資格の証明書、国家公務員身分証明書等)等の、個人番号カードへの一元化／一体化 - コンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスの拡大 - 官民の様々な本人確認を要する手続きでの利用に向けた調整・周知 - オンライン本人確認手段である公的個人認証サービスの行政・民間利用の拡大 - 取得に係る本人負担の軽減 等
マイナポータル 暮らしに係る利便性の高い 官民オンラインサービスの提供	- 利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康等に係る自己情報の閲覧 - 利用者の利益になる情報を提供するプッシュ型サービス - 引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス - サービスに必要な情報をデータで入手・利用できる仕組み - シームレスなサービス利用に向けた本人確認に係る官民連携基盤 - スマートフォンやCATV等、利用チャネルや認証手段の拡大 - 高齢者等が安心して利用できるサポート体制や代理利用の環境整備
個人番号/法人番号 名寄せ・実合による 情報の正確で迅速な確認	- 行政における個人番号を利用した業務・システム見直し - 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与の徹底 - 法人番号を利用した法人ポータル構築

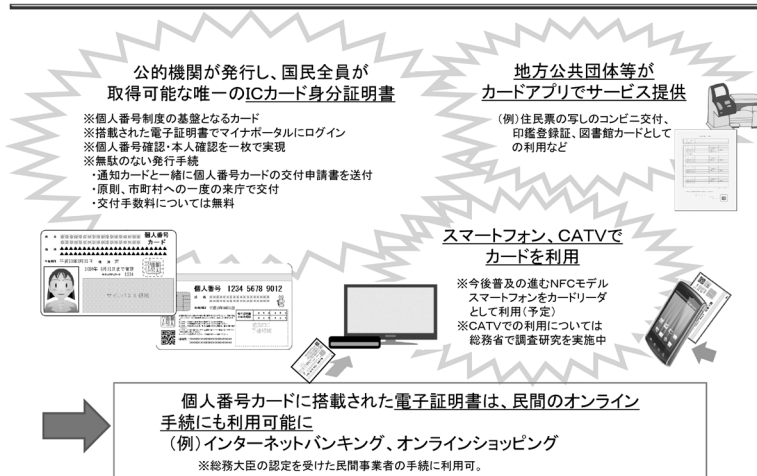
これらに近接し、更なるメリットが期待できる以下の分野へのマイナンバー利用範囲の拡大等を検討
①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務

29

個人番号カードのメリット



個人番号カードの普及について



マイナンバーの利用範囲拡大に関する検討の方向性の概要

「個人番号の利用範囲拡大の検討状況について」(平成26年11月11日マイナンバー等分科会)

① 戸籍事務

法務省において有識者らによる「戸籍制度に関する研究会」を本年10月29日に立ち上げ。今後、平成28年2月以降の法制審議会への諮問を目指して検討を進める。

② 旅券事務

戸籍事務でマイナンバーが利用されるのであれば、旅券申請時に申請者が戸籍簿(抄)本を提出する必要がなくなることから、国民の利便性の向上と旅券事務効率化に資するものと考えており、戸籍事務でのマイナンバーの利用に向けた法務省の検討状況も踏まえつつ、引き続き外務省を中心に検討を進める。

③ 預貯金付番

内閣官房を中心に、マイナンバー法の改正を行う方向で関係者間で具体的な調整を行っているところ。仮に、関係者間の調整が整えば、来年の通常国会での必要な法整備を視野に準備を進める。

④ 医療・介護・健康情報の管理・連携に係る事務

厚生労働省において、有識者らによる「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」を本年5月30日に立ち上げ、必要性や具体的な活用場面等について議論を行っている。今後、年末までに一定のとりまとめを行う予定。

⑤ 自動車の登録等に係る事務

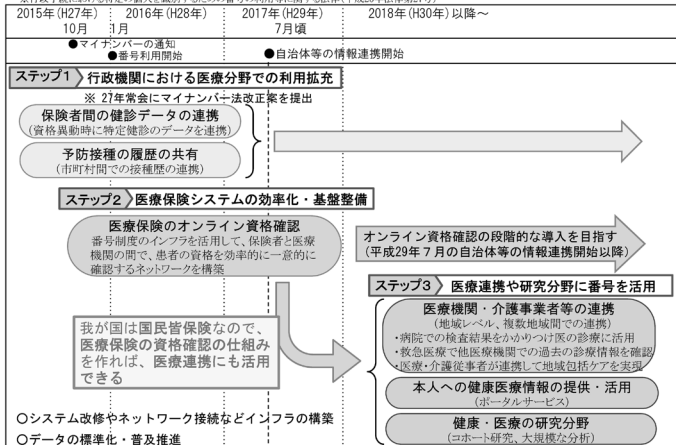
平成28年1月に予定されている個人番号カードの導入に併せ、OSSにおいて同カードを利用(本人確認機能)した申請を可能とする。さらに、他の利便性向上策についても、マイナンバーの利用範囲の拡大のタイミングに併せ、関係省庁の検討状況も踏まえつつ、国土交通省を中心に検討を進める。

34

健康医療分野における番号の活用(イメージ: 未定稿)

厚生労働省
作成資料

○マイナンバー法とは、マイナンバーを行政機関が行政事務に用いることを前提
○番号の民間利用については、番号制度のインフラをうまく活用して、民間の利用者が利用しやすいものとする必要
※行政・民間における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成26年法律第93号)



35

マイナンバー制度の概要と最新動向について

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』（平成26年6月24日閣議決定）等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野においてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保険制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

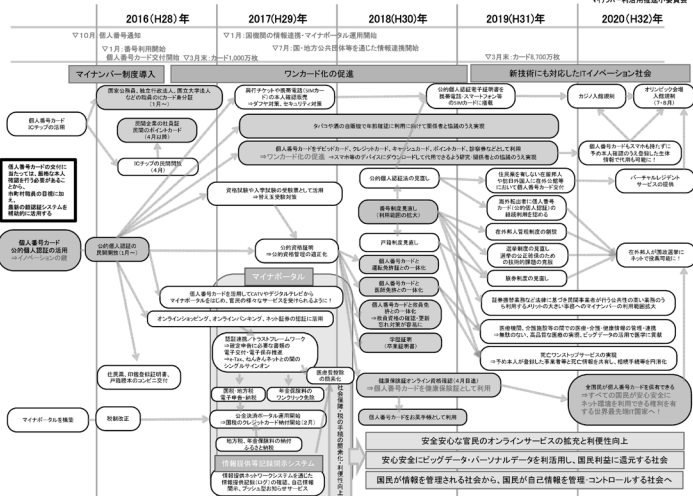
3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅（低所得者向け）の管理に加えて、特定優良賃貸住宅（中所得者向け）の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

【参考】
『世界最先端IT国家創造宣言』（平成25年6月14日閣議決定） 抄
Ⅲ. 目指すべき社会・家を実現するための取組
3. 公共サービスのワンストップで誰でもどこでもいづれでも受けられる社会の実現
(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供
マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

マイナンバー制度活用推進ロードマップ

2015年9月28日
自由民主党 政策調査会「積極的推進委員会」
マイナンバー活用推進小委員会



最新情報は

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー



をご覧ください。

マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーロゴマーク

☆ 国の行政機関や地方公共団体などの番号利用事務実施者は、マイナンバーの普及啓発のため、ロゴマークを御使用いただけます。

☆ 番号利用事務実施者以外でマイナンバーの普及啓発に御協力いただける方は、内閣府の承認を受けて、ロゴマークを御使用いただけます。



愛称:マイナちゃん

ご不明な点は

マイナンバーの コールセンター

(全国共通ナビダイヤル)

マイナンバー
0570-20-0178

まで

- ※ ナビダイヤルは通話料がかかります。
- ※ 平日9時30分～17時30分
(土日祝日・年末年始を除く)
- ※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、
050-3816-9405におかけください。

38